

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の「特例貸付」が実施されます。

本貸付には以下の2種類ありますが、①緊急小口資金の貸付によっても失業等により生活困難な状況が継続される場合に、改めて②総合支援資金（生活支援費）の貸付についてご検討いただくことになります。

① 休業された方向け 緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、**緊急かつ一時的な生計維持のための貸付**を必要とする世帯

■貸付回数、上限額

1回のみ、10万円以内

※学校等の休業で子の世話が必要になった場合や
個人事業主の場合などは**20万円以内**

■据置期間

1年以内

■償還期限

2年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■送金日

手続き完了後、金融機関の6営業日

【申請時にご用意いただきたいもの】 ※ご用意できないものがある場合は、ご相談ください。

①住民票(世帯全員のもの)、②本人確認ができる身分証、③通帳またはキャッシュカード、④新型コロナウイルス感染症が原因による収入減が分かる書類(給与明細書等)、⑤実印、⑥印鑑登録証明書

事前にお電話でご相談ください。

お住いの区社会福祉協議会は、裏面の「名古屋市内の社会福祉協議会一覧」でご確認ください。



※制度については、愛知県社会福祉協議会のホームページをご参照ください。

② 失業等された方向け 総合支援資金（生活支援費）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

・(2人以上)月20万円以内
・(単身) 月15万円以内

■貸付期間

原則3月以内

■据置期間

1年以内

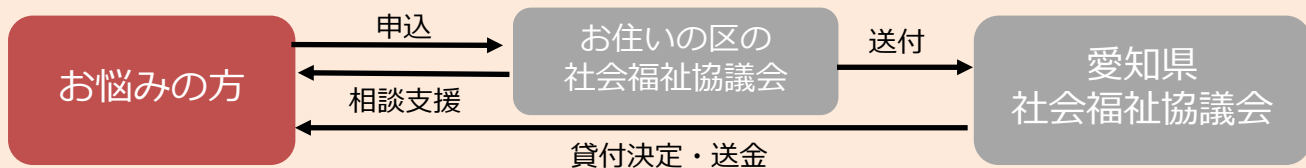
■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

貸付手続きの流れ



名古屋市内の社会福祉協議会一覧

窓口開設時間：月～金曜日 9:00～17:00

※手続きの都合上、翌日受付扱いとなる場合があります。

社協名	住 所	電話番号 (FAX番号)
名古屋市社会福祉協議会 (地域福祉推進部)	〒462-8558 北区清水4-17-1 総合社会福祉会館5階	911-3193 (917-0702)
千種区社会福祉協議会	〒464-0825 千種区西崎町2-4-1	763-1531 (763-1547)
東区社会福祉協議会	〒461-0001 東区泉2-28-5	932-8204 (932-9311)
北区社会福祉協議会	〒462-0844 北区清水4-17-1 区総合庁舎1階	915-7435 (915-2640)
西区社会福祉協議会	〒451-8508 西区花の木2-18-1 区役所等複合施設5階	532-9076 (532-9082)
中村区社会福祉協議会	〒453-0024 中村区名楽町4-7-18 複合施設1階	486-2131 (483-3410)
中区社会福祉協議会	〒460-0013 中区上前津2-12-23	331-9951 (331-9953)
昭和区社会福祉協議会	〒466-0051 昭和区御器所3-18-1	884-5511 (883-2231)
瑞穂区社会福祉協議会	〒467-0016 瑞穂区佐渡町3-18	841-4063 (841-4080)
熱田区社会福祉協議会	〒456-0031 熱田区神宮3-1-15 区役所等複合施設6階	671-2875 (671-4019)
中川区社会福祉協議会	〒454-0875 中川区小城町1-1-20	352-8257 (352-3825)
港区社会福祉協議会	〒455-0014 港区港楽2-6-32	651-0305 (661-2940)
南区社会福祉協議会	〒457-0058 南区前浜通3-10 区役所庁舎4階	823-2035 (823-2688)
守山区社会福祉協議会	〒463-0048 守山区小幡南1-24-10 アクロス小幡2・3階	758-2011 (758-2015)
緑区社会福祉協議会	〒458-0041 緑区鳴子町1-7-1	891-7638 (891-7640)
名東区社会福祉協議会	〒465-0025 名東区上社1-802 上社ターミナルビル2階	726-8664 (726-8776)
天白区社会福祉協議会	〒468-0015 天白区原1-301 原ターミナルビル3階	809-5550 (809-5551)

- 相談窓口に来所者等が集中することによる新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、事前に電話でご相談いただいたうえで、お越しいただきますようお願いいたします。
- 風邪の症状があるなど体調の悪い方や感染症の疑いのある方は事前にお申し出ください。
- 相談窓口までお越しいただくことができない事情がある場合は電話や郵送等で対応させていただきます。

(令和2年3月23日作成)